

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 1 3 9 1 (直通)		
開催日時		令和 7 年 9 月 9 日 (火) 午後 3 時 0 0 分～午後 4 時 3 0 分		
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 8 会議室		
出席者	委 員	5 人 (出席状況は別紙のとおり)		
	その他	なし		
	事務局	4 人 (財政部長、契約課総括副主幹 2 人、他 1 人)		
公開の可否		☐ 可 ☐ 不可 ☒ 一部不可	傍聴者数	3 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		具体的な実例を含めての審議であって、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため。		
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について (2) 令和 8 年度労働報酬下限額について【非公開】 3 その他 次回の審議会について		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題（２）令和８年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

そのため、議題（１）相模原市公契約条例の施行状況についての審議と報告事項をまとめて公開し、その後非公開での審議を行うことで本審議会の議事進行の円滑化を図った。

公開・非公開とすることについて、次のとおり意見があった。

○ 川崎市、厚木市などの他自治体では全部公開していると認識している。

今後、相模原市も全部公開を検討した方がよいのではないか。(武藤委員)

○ 他の審議会との兼ね合いもあることに留意し、今後の検討事項とする。(中屋会長)

2 議 題

諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

(１) 相模原市公契約条例の施行状況について

事務局から資料説明の後、質疑応答を行った。

〈本編２ページまで 申出等まで〉

○ 例えば、附属資料１ページ目 資料①対象工事請負契約一覧 No. 14 の工事の落札率が８６％となっている。この落札率の場合、もともと相模原市の最低制限価格は７５％であることから、設計労務単価の９０％で設定している労働報酬下限額の賃金の支払いは難しいのではないかと考える。労働者側からの意見となるが、最低制限価格の引き上げをしないと労働者へのしわ寄せが懸念され、中小企業や零細事業所になればなるほど支払いは難しくなると感じる。(武藤委員)

○ １００％でおかしくない。ただ、ここ半年から１年で急な物価上昇がみられており、現在今出ている案件は物価上昇前の価格のため、今の時点では金

額が合わず不調になっている案件が多く出ている。これを踏まえると、安定している今の価格で行けば問題ないと思うが見直しを急ぐ必要があるのではないかと考える。(櫻内委員)

○ 申出の1件目の「勤務開始前の勤務分」とはどういうことか。(櫻内委員)

⇒● 朝礼を実施していたが、指定管理者は勤務と認識していなかった。朝礼として時間を決めて実施していたことから勤務に当たるという判断となったもので、結果として未払いとなり、至急支払いの対応を行った。

○ 今回の2件の申出を受け、市として今後の防止策について考える予定があるのか、考える予定があるのであれば、次回報告するのか。今後の方向性を示していただきたい。(川崎委員)

⇒● 1件目の指定管理施設については、指定管理者の制度所管課から今回の事例をもとに全庁に対して注意喚起をしている。2件目については、現在内容の確認を行っているところであるが、当該業務の従事者は受注者が雇用する従事者と派遣会社が雇用する従事者がおり、受注者は、派遣会社が雇用する従事者にも労働報酬下限額が適用されるという認識がなかったことが原因として考えられる。制度所管課である契約課から受注者に対し、業務に従事する全ての従事者が条例の対象であることについて、機会を捉えて周知をしたいと考えている。

○ 2件目の申出について、労働状況台帳の再提出を求めたのは、以前提出された労働状況台帳ではわからないということか。(根岸委員)

⇒● 以前のものは受注者が派遣元の会社に支払った額が記載されたもので、派遣された従事者が実際に受け取った額がわからない。また、どの従事者が派遣会社で雇用する従事者か区別できない記載となっているため、受注者雇用と派遣会社雇用を分けた労働状況台帳の作成を依頼したものである。

○ 1件目は部署の垣根に捉われず横断的に情報を共有し対応できたことが良かったと感じる。2件目は労働報酬下限額を下回ることはあってはならないことではあるが、派遣労働者の方から申出があったことは公契約条例そのものが周知されてきた証左と受け取れる。何か案件がないと後手を踏む場合もあると思うが、だからこそ、発生後の対応が大事であると感じる。具体的な対応について、今後の検討材料の一つとして認識いただきたい。(中屋会長)

〈本編3ページから5ページまで 条例の実効性を確保するための市の取組〉

○ 組合で賃金アンケートを取っている。6月の労働賃金に対して、速報値で常用労働者の日額の平均は18,232円、サンプル数は1,430人であった。18,232円は昨年より下がっており、建設労働において大変厳し

い状況があると感じている。今回のヒアリングの意見として、公契約条例の対象案件と対象ではない案件で賃金の差はない、わからないというものがある。概ねの回答であると仮定すれば、報告されている賃金が正しいのか疑問である。職種により違いがあるが、普通作業員の設計労務単価は26,500円、その9割は23,850円である。日額で比較すると、アンケート結果と5千円ほどの差がある。軽作業員の日額18,000円の9割は16,200円であるため、軽作業員という報告であれば合っている。職種の確認のため、建設キャリアアップシステムの活用推進を提案する。システムを導入し、職種に間違いがないか調べてほしい。また、システムを導入することで計算の仕方や表の作り方が簡易的になるのではないかと思う。(武藤委員)

○ 市内の事業者では、土木の事業者は業種が少ないため建設キャリアアップシステムの導入を進めている印象がある。建築の事業者は業種が35種前後と多く、元請業者が導入していても下請け業者が導入していないことがある。神奈川県の方でも導入状況は極端に分かれている状況であるものの、徐々に増えていると聞いている。いずれにしろ参画していくかたちにはなる。(櫻内委員)

○ 建設キャリアアップシステムの導入は請負工事の落札の条件になっていないのか(中屋会長)

⇒○ 落札の条件にはなっていない(櫻内委員)

○ 武藤委員の意見としては、実態としての賃金と乖離していると考えているということではよろしいか。(中屋会長)

○ 提出されている資料から個人の年収や源泉徴収票をピックアップして真偽を確かめる調査を行うことは大事なのではないか。組合のアンケート調査ではそこまでもらっていないという結果が出ていることから、公契約条例の現場は賃金が高いから働きたいということになる。労働報酬下限額は、いい建物をつくるために賃金を上げているという目的があると個人的に理解しているが、その目的が達成されていないということになる。(武藤委員)

○ 賃金アンケート結果とヒアリングは同じ条件のもと調査した結果なのかわからない。同じ条件のもとで対比をしているのか(川崎委員)

○ 賃金アンケート調査の平均年齢は48歳、経験年数の平均は21年で、見習い工ばかりを対象としたものではない。(武藤委員)

○ 分布で見ても見ないとわからない部分や賃金の基準が含まれる範囲がわからないため何とも言えないが、話を聞いている限り中身を調査する必要性はあるのではないかと(川崎委員)

○ 話を聞いている限り金額的な乖離があるように思われることから、条例の実効性を確保するために事務局の考えを検討してほしい。日額の平均が18,

- 232円ということであるので、仮に職種が軽作業員の場合、設計労務単価の9割は16,000円台となる。アンケート対象者が軽作業員ばかりかというと必ずしもそうではなく、1回のヒアリングでどのくらいサンプリングが取れるかという難しさはあるかもしれないが、「賃金の差はわからない」というのではなく、「公契約条例だからこの額が支払われている」ということの確認方法を今後の検討材料として示した方がいいのではないか。(中屋会長)
- 組合の賃金アンケートには、例えば何か手当があるのかなど、賃金に何が入っているのかも精査をしていかなければならないと思う。(根岸委員)
 - 賃金アンケートの結果とヒアリング結果が相反すると感じるため、その理由を知りたい。(武藤委員)

(2) 令和8年度労働報酬下限額について

事務局からの資料説明後、質疑応答及び審議を行った。具体的な実例を含めての審議であって、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、内容は非公開とした。

3 その他

任期の更新、次回の審議会の開催予定及び現地視察について確認した。
中屋会長からの挨拶

4 閉 会

相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏 名	区 分	所 属 等	備 考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県 連合会相模原地域連合議長		出席
武藤 尋晴	労働者団体の代表者	神奈川土建一般労働組合 相模原支部 書記長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3 号議員		欠席
櫻内 康裕	事業者	相模原商工会議所常議員		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)